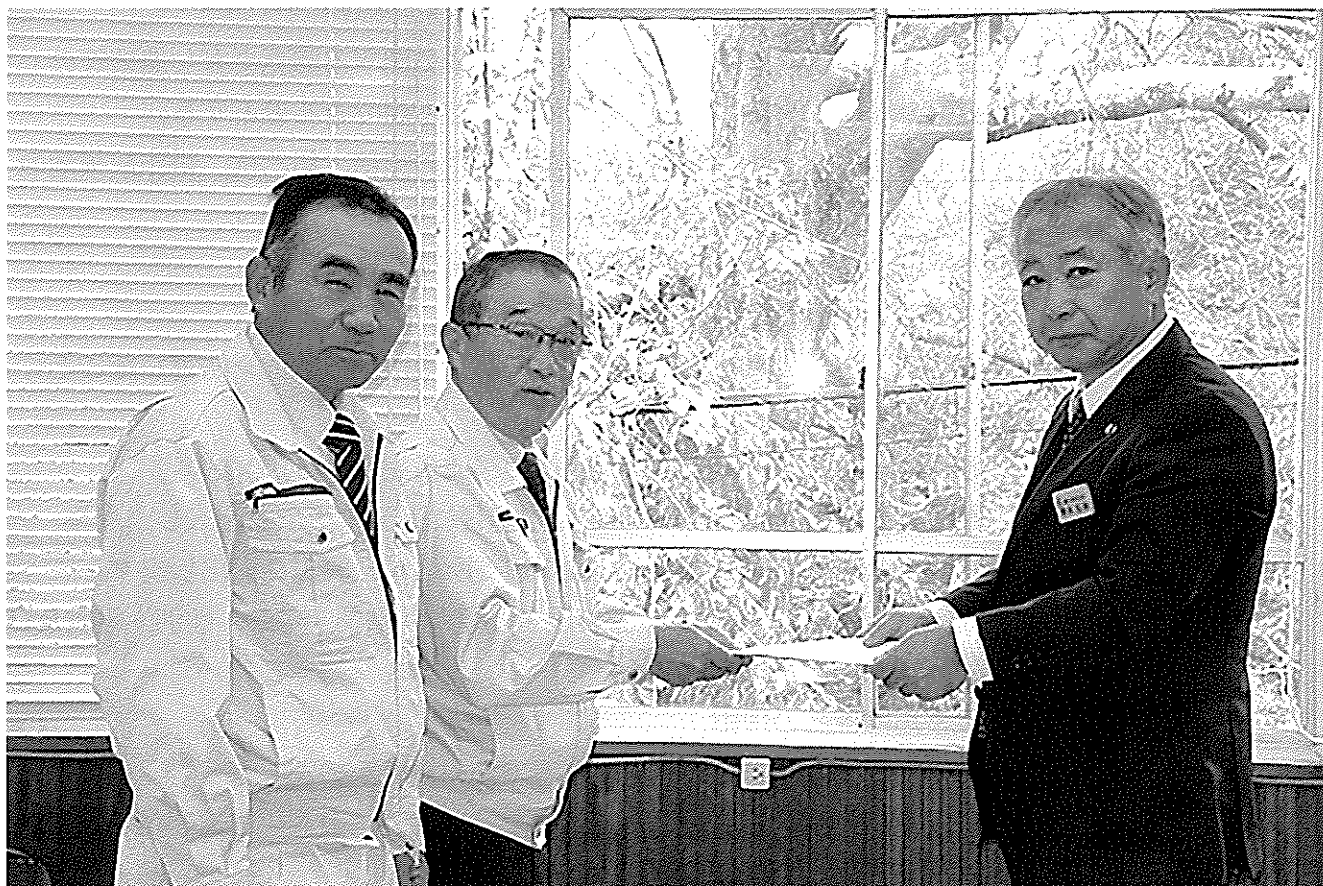


丸

南九州市

農業委員会だより

平成29年3月発行 南九州市農業委員会事務局



太陽光発電施設等に対してガイドラインを策定するよう要望書を市長に手渡す。

堀之内会長と今市会長代理が、市長室を訪問して塗木市長へ太陽光発電施設等設置に対してガイドラインを策定するよう要望書を提出しました。

農業委員会では、年々増加している太陽光発電施設による農地の転用申請により、委員から周囲の農地への影響や将来に向けての農地の確保に対しての不安等の意見が多くあり、農地転用だけではなく山林等にも開発し設置している太陽光発電施設に対して、市によるガイドラインの策定を求める決議がなされ、要望書の提出となりました。

このガイドラインは、太陽光発電施設等を設置する者に対して、事前に守るべき事を示して、災害防止やそこに住む方々への不安の解消を図り、農地を含め適正な土地利用による太陽光発電施設等の設置が行われることを目的としています。

この件については、四月一日以降の申請分から適用する方向で作業を進めています。



農業委員会の委員及び 農地利用最適化推進委員を募集します。

「農業委員会等に関する法律」が改正されたことに伴い、農業委員会の委員の選任方法が選挙制から公募制に変わりました。また、農地利用最適化推進委員が新設されました。

農業に従事されている方のほか、農業に関心のある方ならどなたでも自薦、他薦により応募できます。

【応募要件】 推薦を受ける者および募集に応募する者は、農業に関する識見を有し農地等の利用の最適化の推進に関する職務を適切に行うことができる者とする。

※ 「農地等の利用の最適化」とは、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進であると規定されています。

【応募資格】 ① 南九州市が設置する他の附属機関等の委員でない者
② 南九州市の職員でない者
③ 過去及び現在において、農業委員会の活動や市政の推進を妨害したことがない者
④ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）でない者

【応募方法】 自薦（応募）または他薦（推薦）。所定の申込書に下記の事項を記入し、農業委員会事務局・総務課総務人事係または川辺支所地域振興係に提出します。

- ① 応募する者または推薦する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況
- ② 応募または推薦の理由
- ③ 応募または推薦する者が認定農業者であるか否かの別
- ④ 応募または推薦する者が農業委員または農地利用最適化推進委員の候補に応募または推薦しているか否かの別
- ⑤ 応募または推薦する者が農業委員または農地利用最適化推進委員の候補に応募または推薦しているか否かの別

※ 推薦の場合、団体推薦または個人3名以上の連名による。

【任期等】 (1) 農業委員会の委員：平成29年7月20日～平成32年7月19日（3年間）
(2) 農地利用最適化推進委員：農業委員会の委員に準ずる。

【報酬等】 南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による

【募集人員】 (1) 農業委員会の委員 : 20人
(2) 農地利用最適化推進委員 : 20人

【応募期間】 平成29年3月21日（火）から平成29年4月19日（水）まで
（土・日・祝日・臨時開庁日を除く市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）（郵送については、当日消印有効）

【業務等】 (1) 農業委員会の委員

- ① 農業委員会総会（毎月1回）での審議
- ② 農地法等法令に基づく権利移動や転用に関する現地調査及び許認可や利用権設定等に関する審議や意見決定
- ③ 農地等利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
- ④ 農地等利用の最適化に係る現地調査及び関係者への調整
- ⑤ その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加等々

(2) 農地利用最適化推進委員

- ① 農業委員会総会での意見具申
- ② 担当する区域内の農地の権利移動や転用等に係る現地調査
- ③ 担当する区域内の農地等の利用の最適化に係る現地調査及び関係者への調整
- ④ その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加等々

【その他】 農業委員及び農地利用最適化推進委員の身分は、非常勤の特別職の公務員です。秘密保持義務がありますので、職務上知り得た情報は在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。

【区域割】 ※ 農地利用最適化推進委員に限り下記の区域割があります。
担当する地区を選んで申し込みを行ってください。

地区名	区 域 名	定数	地区名	区 域 名	定数
郡地区	穎娃小学校区域	1	中福良地区	中福良小学校区域	1
宮脇地区	宮脇小学校区域	1	浮辺地区	浮辺小学校区域	1
御領地区	九玉小学校区域	1	松山地区	松山小学校区域	1
粟ヶ窪地区	粟ヶ窪小学校区域	1	松ヶ浦地区	松ヶ浦小学校区域	1
別府地区	別府小学校区域	1	川辺地区	川辺小学校区域	1
松原地区	松原小学校区域	1	勝目地区	勝目小学校区域	1
上別府地区	青戸小学校区域	1	大丸地区	大丸小学校区域	1
手養地区	手養小学校区域	1	高田地区	高田小学校区域	1
知覧地区	知覧小学校区域	1	清水・田代地区	清水・及び田代小学校区域	1
霜出地区	霜出小学校区域	1	神殿地区	神殿小学校区域	1

※申込用紙は、農業委員会事務局、総務課総務人事係、川辺支所地域振興係に有りますので、ご利用ください。又南九州市のホームページにも記載されています。

◎問い合わせ先 南九州市農業委員会 電話 0993-36-1111（内線 3811）

農 作 業 標 準 賃 金 表

平成29年度 農作業標準賃金を次のように定めたのでお知らせします。

◎この標準賃金はあくまでも標準的な目安となるもので、乾田、湿田や整形、不整形等のほ場の条件の違いや特殊作業等については委託者、受託者双方の話し合いによって決めてください。

作業名			単位	標準賃金	摘 要
一般農作業			1 日	5,800円以上	実働 8 時間
山林作業			1 日	6,800円以上	実働 8 時間 作業労賃のみ
ロータリー作業	田	1 回目	10アール	7,020円	機械、燃料とも作業者持ち
		2 回目以降		6,480円	
		代かき		7,020円	
	畑			4,320円	
深耕	ブ ラ ウ		10アール	4,320円	
	プラソイラ			4,320円	
消毒	ブラウ消毒		10アール	4,860円	機械、燃料とも作業者持ち 薬剤代は別
	ロータリー消毒			4,860円	
畦立等	畦立		10アール	3,780円	機械、燃料とも作業者持ち 資材代、薬剤代は別 甘藷マルチ同時施肥作業は10 aあたり1,080円加算する。
	畦立マルチ			7,020円	
	畦立マルチ消毒			8,640円	
	マルチ(園芸作物)			5,400円	
肥料散布			10アール	3,780円	肥料代は別
農薬散布	水和剤		10アール	3,240円	農薬代は別
	粉 剤			1,620円	
甘しょ 収穫等	甘しょつる切り		10アール	4,320円	機械、燃料とも作業者持ち
	甘しょ掘り			4,320円	
	甘しょ掘り(自走式ハーベスタ)			16,200円	機械、燃料とも作業者持ち 運転者 1 人込み
田 植 え			10アール	7,020円	機械、燃料とも作業者持ち 資材代は別 コンバイン作業は刈り取り のみとし、乾燥料金は含ま ない
バインダー				8,640円	
ハーベスター				7,560円	
コンバイン	水 稲			16,200円	
草 払 い			1時間	1,250円	機械、燃料とも作業者持ち

※上記作業料金には8%の消費税が加算されています。

◎茶・菓子・昼食・夕食などの賄いは提供しないこととしています。

◎10アール未満または形状の悪いほ場は、各作業とも整備地区、未整備地区にかかわらず作業料金を加算させていただきます。また、ほ場への距離によっても加算する場合があります。

◎コンバイン刈りで、稲の倒伏や雑草等で作業に支障のある場合、作業料金を加算させてい

◎形状の悪いほ場や、草丈の繁茂状況により作業賃金は当事者間で協議してください。
(基準は、平坦地で、草丈が膝辺りまでを標準としています。)

◎一般農作業の標準賃金は、鹿児島県最低賃金を下回らないように設定していますが、年度途中で県最低賃金を下回った場合は、県最低賃金の額以上とします。

農 地 の 賃 借 料 情 報

農地法の改正により、平成21年まで策定していました標準小作料制度が廃止され、年1回、直近の小作料情報をホームページ等でお知らせすることになりました。

今回は平成28年1月から12月にかけて、農地法や経営基盤強化促進法により締結された契約に基づきその結果を掲載いたします。

小作料は貸し手・借り手の双方で良く話し合うことが大事です！

【田の部】

(単位：円/10a)

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
瀬娃地区	10,500	18,000	5,000	55
知覧地区	4,300	10,000	2,400	9
川辺地区	6,900	10,000	4,000	359
市平均	7,300			

【畑の部】

(単位：円/10a)

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
瀬娃地区	16,800	39,100	2,300	779
知覧地区	13,900	38,400	1,000	508
川辺地区	8,800	30,000	2,000	333
市平均	14,200			

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

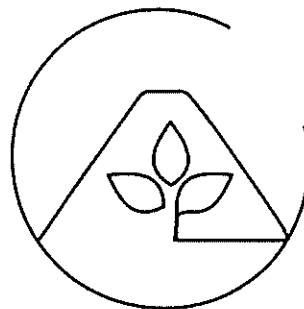
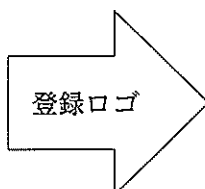
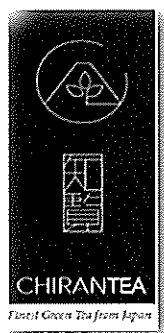
※3 「市平均」の平均額は、各地区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。

なお、茶園については、畑かん水使用料や防霜ファン施設等に係る経費、貸人植栽や借人植栽など条件が統一された情報となっていないため、ばらつきが大きく見られましたので、南九州市茶業振興会で策定する小作料の目安を参考に、貸し手、借り手がよく協議して決めるようにしてください。

また、売買取引の価格については、条件等で価格が大幅に違いますので、農業委員会では取引価格を示すことは有りませんご了承ください。

南九州市 統一銘柄「知覧茶」の運用 開始について!! 29年4月1日～

当市産茶の「知覧茶」統一のことにつきましては、日本茶業中央会が定めた、産地銘柄規程に基づき知覧茶の定義を「南九州市内の茶工場で生産・加工されたもの」として市内全域を産地範囲とすることとしました。南九州市産茶の銘柄を「知覧茶」に統一して、その運用を平成29年の新茶から開始することになりました。



知覧茶統一ロゴマーク

このロゴは南九州市の風景と関連づけたシンプルなロゴです。

3枚の葉は、額賀、川辺、知覧という三つの地域を表しています。山は、茶畑から眺めることのできる開聞岳を表し、半円状の波は海を表しています。自然と景観をロゴに入れることで、南九州市の人々と土地、真正性や伝統との関係も表わしています。

また、このテーマの副題は「日本の最高の緑茶」(Finest Green Tee from japan)です。

※農業委員会よりたいせつなお知らせ

平成29年4月1日より農業委員会の知覧分室・川辺分室が無くなります。今後は知覧、川辺では各支所農林係で耕作証明書や農家・農地台帳の写し等は、交付されます。又利用権設定(貸し借り)農地転用等の書類は、同じように農林係に提出していただければ、今までと同じように処理されます。ただし、複雑な内容等については直接農業委員会事務局(額賀庁舎)までおいで下さい。ご不便をお掛けしますがご協力方よろしく願いいたします。(各支所農林係は証明書の交付と書類の受け渡しのみにになります。)

読んでみませんか! 農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。



週刊

月4回金曜日発行
月額700円(消費税込)

購読申込みは、お近くの農業委員または農業委員会へ
お気軽にご連絡ください。